

# 向日市建築物耐震改修促進計画

平成29年3月

向日市

# 目 次

## 1 はじめに

- (1) 計画の背景 . . . . . 2
- (2) 「向日市建築物耐震改修促進計画」について . . . . . 3

## 2 市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する現状と目標

- (1) 想定される地震の規模 . . . . . 4
- (2) 想定される被害の状況 . . . . . 6
- (3) 耐震化の現状 . . . . . 8
- (4) 耐震改修等の目標設定 . . . . . 11
- (5) 公共建築物の目標設定 . . . . . 12

## 3 建築物の耐震化を促進するための施策

- (1) 耐震診断・改修に係る基本的な取り組み方針 . . . . . 13
- (2) 耐震診断・改修の促進を図るための支援策 . . . . . 13
- (3) 安心して耐震改修を行うことのできるようにするための環境整備 . . . 15
- (4) 地震時の建築物の総合的な安全対策 . . . . . 15
- (5) 地震時に通行を確保するための沿道建築物の耐震化 . . . . . 17

## 4 耐震化に関する啓発及び知識の普及

- (1) 地震ハザードマップの作成 . . . . . 19
- (2) 相談体制の整備及び情報提供の充実 . . . . . 19
- (3) パンフレットの作成・配布 . . . . . 19
- (4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導 . . . . . 19
- (5) 町内会等との連携 . . . . . 20

## 5 所管行政庁との連携に関する事項

- (1) 耐震改修促進法による指導等の協力 . . . . . 20

# 1 はじめに

## (1) 計画の背景

- 平成 7 年 1 月 17 日に発生した阪神・淡路大震災では、約 26 万棟の家屋が全半壊し、尊い人命が失われた。このうち、地震による直接的な死者数の約 9 割にあたる方が住宅・建築物の倒壊によるものと報告されている。

さらに近年、東日本大震災や熊本地震などの大規模地震の頻発に加え、南海トラフ地震等の大地震の発生の切迫性が指摘されており、地震に対する備えが急務となっている。
- 地震による人的被害を軽減するためには、住宅の「耐震化」が必要不可欠である。
- 向日市は、京都・大阪の 2 大都市の間に位置し、交通利便性が高いという立地条件から、昭和 30 年代後半から昭和 50 年代にかけて人口が急激に増加した。このため、高度成長期には、道路等の都市基盤整備が十分に行われないうまま宅地化が進行するなど、密集市街地としての課題を抱える地区がみられる。
- 特に、向日市には昭和 56 年の建築基準法改正以前に建設された旧耐震基準による住宅が半数近くを占めている。また、その中には昭和 45 年以前に建設された築年数 40 年以上を経過する住宅も多くみられ、地震等の災害に対して耐震診断の実施や耐震改修の促進により、災害に強いまちづくりを図ることが求められている。
- 国の中央防災会議では、地震による死者数及び経済被害額を減らすため、建築物の耐震改修を、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置づけている。
- このため、阪神・淡路大震災の教訓や本市の既存建築物の現況等をふまえ、市域全般にわたる既存建築物の耐震性能の向上を目的とし、総合的・効率的・計画的に推進するため、平成 17 年 6 月に「向日市住宅・建築物耐震化促進計画」を策定し、本市の建築物の耐震化の促進に努めてきたところである。
- 平成 18 年 1 月に耐震改修促進法が改正され、都道府県には国の基本方針に基づく耐震改修促進計画の策定を義務付け、市町村には耐震改修促進計画を策定する努力義務が課せられた。

- 京都府ではこれを受け、平成 19 年 3 月に「京都府建築物耐震改修促進計画」を策定され、さらに、平成 25 年度に改正耐震改修促進法が施行され、特定の用途に供され、一定の規模を超える建築物に耐震診断が義務付けられるなど、建築物の耐震改修の促進を図るための基本方針、目標設定及び目標達成のために必要な施策等を示された。

## **(2) 「向日市建築物耐震改修促進計画」について**

- 向日市においても、地域固有の状況に配慮し、「向日市建築物耐震改修促進計画」を策定し、市内の住宅・建築物の耐震化を推進し、地震災害に強いまちづくりを目指すものであり、当計画の計画期間は 10 年間とし、計画の期限は平成 37 年度末とする。  
なお、本計画は、文化財保護法の規定による国宝・重要文化財等に指定された建築物等については、実現までに目標年次を超える長い期間を要する内容も含んでいるため、計画の範囲外とした。また、硬直化した計画とならないよう、社会経済情勢の変化等に応じて適宜見直しを行うこととする。

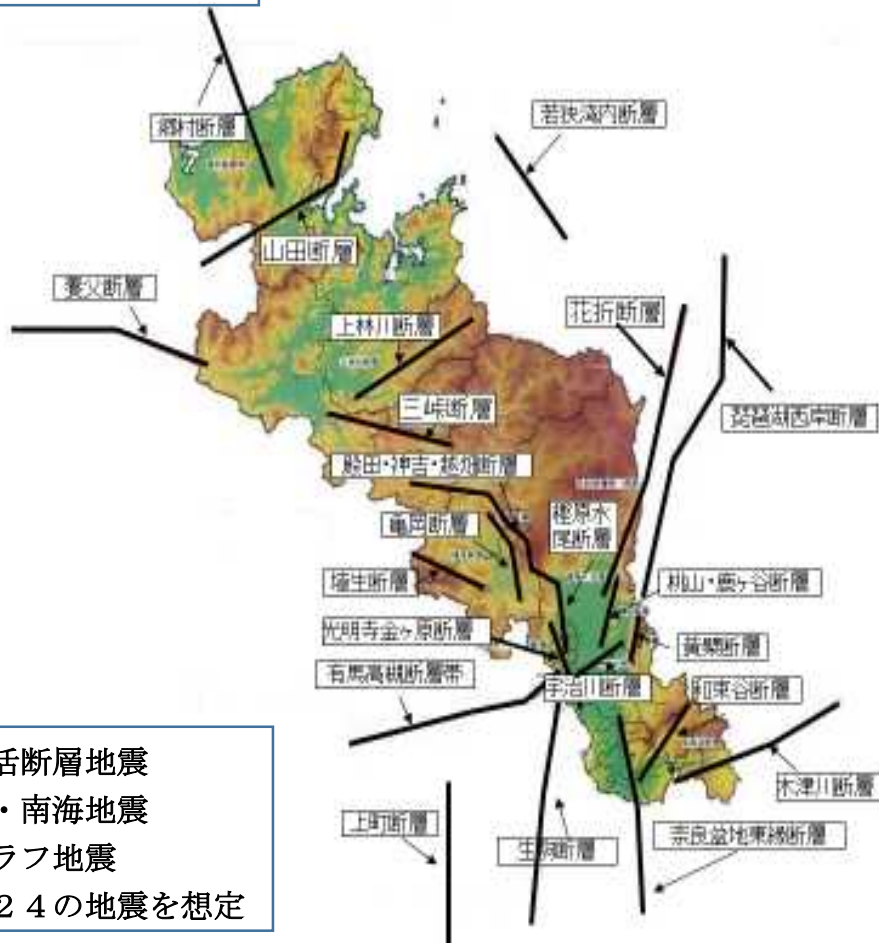
## 2 市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する現状と目標

### (1) 想定される地震の規模

#### ① 想定される地震の規模

- 平成 20 年度に京都府が実施した「京都府地震被害想定調査」の結果においては、京都府域内に影響を及ぼす地震として、下図の 22 活断層と、東南海・南海地震並びに南海トラフ地震を加えた 24 の震源及び地震の規模が想定される。
- 向日市域に強地震を及ぼすと考えられる震源としては、「花折断層帯」「西山断層帯」「有馬高槻断層帯」が予測されている。

### 検討対象の活断層



海溝型地震：東南海・南海地震  
：南海トラフ地震

対象震源断層		断層延長(km)	地震規模(M)
花折断層帯	花折断層(北部・中南部)	46.5	7.5
	桃山-鹿ヶ谷断層	11	6.6
西山断層帯	亀岡断層	13	6.7
	檜原-水尾断層	15	6.6
	殿田-神吉-越畑断層	31.5	7.2
	光明寺-金ヶ原断層	15	6.8
黄檗断層	黄檗断層	10	6.5
生駒断層	生駒断層	38	7.5
有馬高槻断層帯	有馬-高槻断層	34	7.2
	宇治川断層	10	6.5
南海トラフ地震			8.5

#### 各活断層等の発生確率

モデル断層名		地震発生の確率(国地震調査研究推進本部公表) *今後30年以内の発生確率	相対的評価(注)
西山断層帯	亀岡	ほぼ0%~0.8%	やや高い
	檜原-水尾		
	殿田-神吉-越畑		
	光明寺-金ヶ原		
花折断層帯	花折断層	ほぼ0%~0.6%	やや高い
	桃山-鹿ヶ谷		
黄檗断層系		ほぼ0%~0.6%	やや高い
生駒断層		ほぼ0%~0.1%	やや高い
宇治川断層		ほぼ0%~0.02%	--
南海トラフの地震		60~70%	高い

※東南海・南海地震については、H25.5月に南海トラフ地震として発生確率が一本化され、それ以降、東南海・南海地震の発生確率は発表されていない。

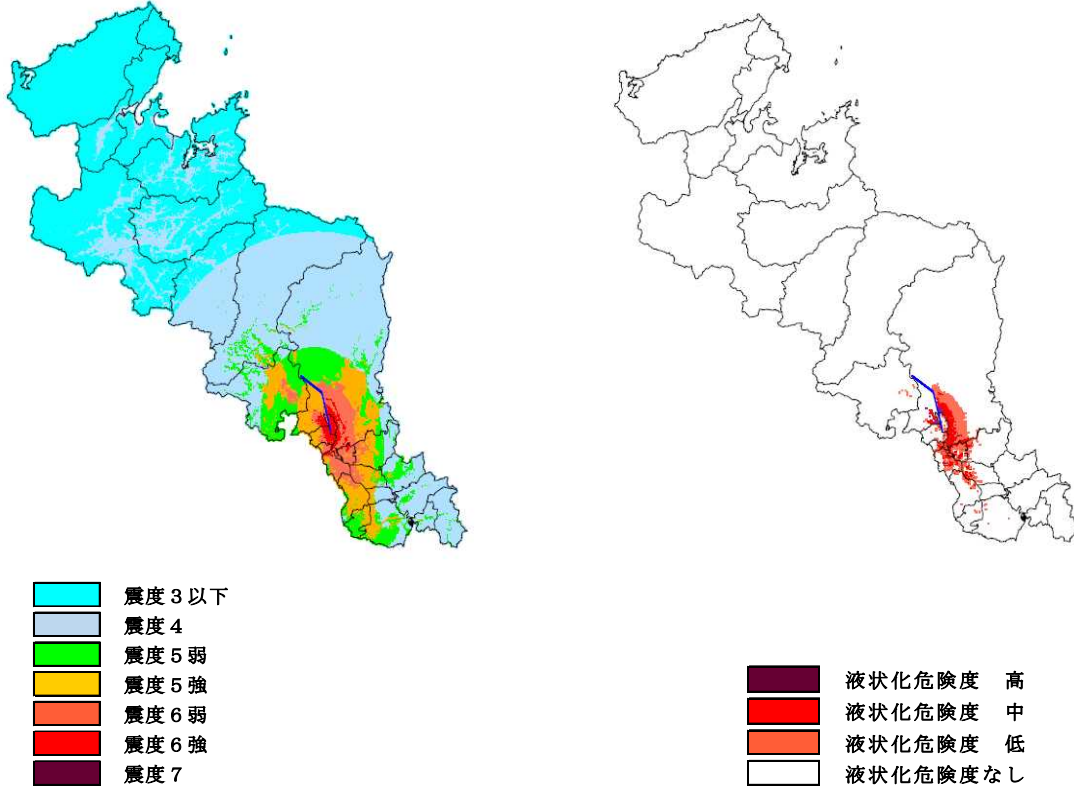
(注) やや高い：主な活断層の中ではやや高いグループに属する(地震発生確率0.1%以上)

-- : 0.1%未満(ほぼ0%とは0.001%未満)

## (2) 想定される被害の状況

向日市で想定される地震の規模（影響の大きい断層名（震度6強以上））

### 【西山断層(桧原-水尾)】(マグニチュード6.6)



### 【向日市の被害状況】

(建物)

単位：戸

建物 数量	建物数量 (木造)	建物数量 (非木造)	建物 全壊	建物 半壊	建物全壊 (揺れ)	建物全壊 (液状化)	建物全壊 (斜面)	出火建物 (秋夕刻)	焼失建物 (秋夕刻)	焼失建物 (秋夕刻強風)
22,900	17,800	5,100	3,335	5,216	3,296	3	32	4	187	284

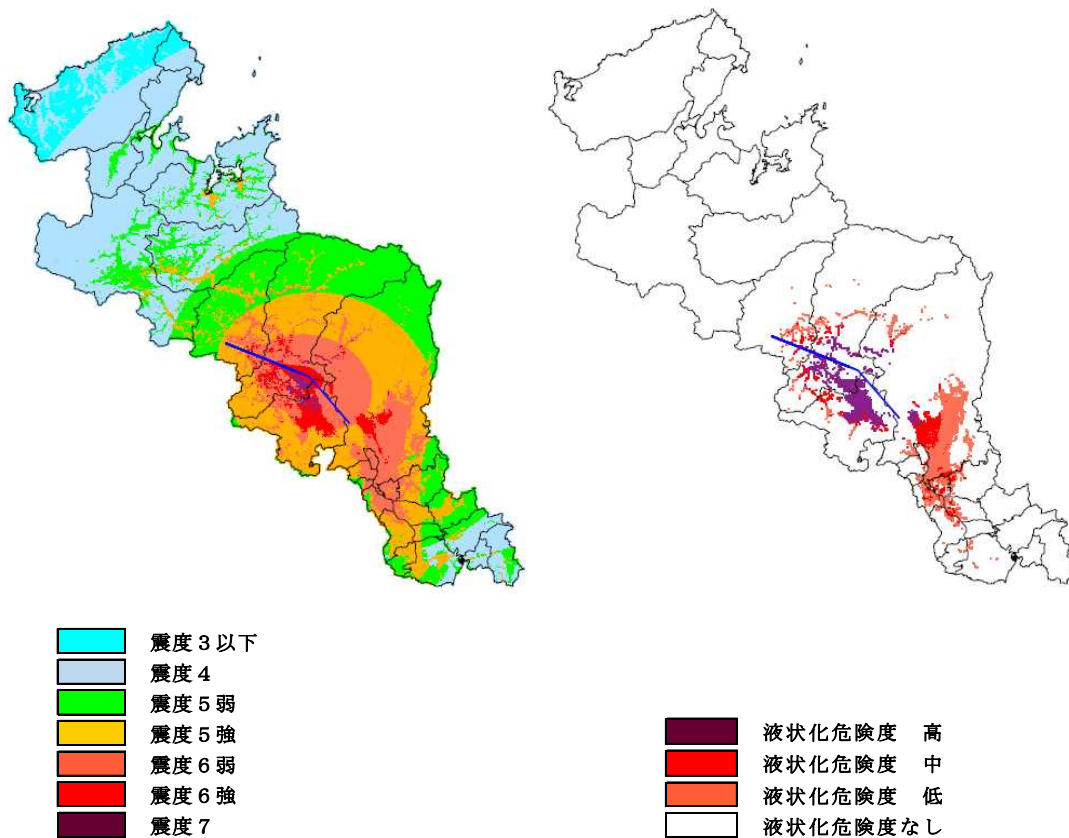
(人的)

単位：人

昼間人口	夜間人口	死者数 (冬早朝)	死者数 (秋昼間)	死者数 (秋夕刻)	死者数 (秋夕刻) (強風)	負傷者数 (冬早朝)	重症者数 (冬早朝)	要救出者 数 (冬早朝)	避難者数 短期	避難者数 長期
42,100	55,000	243	53	148	160	1730	247	1,049	20,748	13,488

向日市地域防災計画 【地震対策編】 1-7抜粋

【西山断層(殿田－神吉－越畑)】(マグニチュード7.2)



【向日市の被害状況】

(建物)

単位：戸

建物 数量	建物数量 (木造)	建物数量 (非木造)	建物 全壊	建物 半壊	建物全壊 (揺れ)	建物全壊 (液状化)	建物全壊 (斜面)	出火建物 (秋夕刻)	焼失建物 (秋夕刻)	焼失建物 (冬夕刻強風)
22,900	17,800	5,100	1,225	3,396	1,196	1	28	0	37	57

(人的)

単位：人

昼間人口	夜間人口	死者数 (冬早朝)	死者数 (秋昼間)	死者数 (冬夕刻)	死者数 (秋夕刻) (強風)	負傷者数 (冬早朝)	重症者数 (冬早朝)	要救出者 数 (冬早朝)	避難者数 短期	避難者数 長期
42,100	55,000	76	6	35	38	834	81	384	11,124	7,230

向日市地域防災計画 【地震対策編】 1-7抜粋



### (3)耐震化の現状

#### ①住宅の耐震化の現状

- 京都府下の地域別耐震化率

【住宅の耐震化率の推計(平成 25 年)】

単位：%

	京都府全体	向日市
全 体	81.0	75.1
木造戸建住宅	70.0	69.9
その他の住宅	95.0	91.7

※京都府建築物耐震改修促進計画より抜粋 「向日市」は本市の推計による。

※住宅の耐震化率：

$$\frac{\text{昭和 56 年以降の住宅戸数} + \text{昭和 56 年以前のうち耐震性能を有する住宅戸数}}{\text{全住宅戸数}} = \text{耐震化率}$$

※ 耐震性能：木造については I w 値 1.0 以上、鉄骨造・鉄筋コンクリート造では I s 値 0.6 以上かつ q 値が 1.0 以上の場合、耐震性能があるとしている。

※ I w 値：木造の構造耐震指標で、建物の強さをあらわす。

※ I s 値：鉄骨造・鉄筋コンクリート造等の構造耐震指標で、建物の強さをあらわす。

※ q 値：建築物の各階の保有水平耐力に係る指標。

- 平成 25 年度の住宅・土地統計調査をもとに、京都府の住宅の耐震化比率を推計すると京都府全体で約 81%であり、国の 82%をやや下回るものの、ほぼ同等の水準となっている。
- 住宅の種類別にみると、木造戸建住宅等（木造戸建住宅及び木造長屋建住宅）の耐震化比率が約 70%と特に低くなっており、その他の住宅（共同住宅）の耐震化率は約 95%となっている。
- 向日市の建築年代別住宅数は、平成 25 年度に行われた住宅・土地統計調査（総務省統計局）によると以下のとおりである。

【向日市の現状】

単位：戸

		総数	住宅の種類		構 造				
			専用住宅	店舗その他 併用住宅	木造	防火木造	鉄骨・RC	鉄骨造	その他
旧 基 準	昭和35年以前	690	650	40	520	160	—	10	—
	昭和36年～ 昭和45年	2,380	2,300	80	1,110	560	570	150	—
	昭和46年～ 昭和55年	4,430	4,290	140	2,340	1,030	840	220	—
	小計	7,500	7,240	260	3,970	1,750	1,410	380	—
新 基 準	昭和56年～ 平成2年	3,100	3,030	80	1,390	790	720	20	10
	平成3年～ 平成7年	2,180	2,130	50	750	970	290	170	—
	平成8年～ 平成12年	2,410	2,390	20	780	1,050	560	30	—
	平成13年～ 平成17年	2,580	2,530	50	680	1,310	570	10	10
	平成18年～ 平成22年	1,780	1,770	10	480	870	310	120	—
	平成23年～ 平成25年9月	650	650	—	220	400	20	30	—
	小計	12,710	12,500	210	4,300	5,390	2,470	560	20
合計	21,090	20,620	480	8,700	7,290	4,040	1,040	20	
耐震改修を行った住宅	420	390	30						

平成26年京都府統計書（平成28年発行）：住宅の種類・構造、建築の時期別住宅数より転記

※総数と内訳の合計が一致しない場合がある。

新基準・旧基準：建築基準法の耐震基準が昭和56年6月1日に改正され、新耐震設計法が導入され、これ以降に建てられた建築物を「新基準建築物」、これ以前に建てられた建築物を「旧基準建築物」といい、表中の「新基準」「旧基準」はこれを表している。

耐震化されている建築物とは、「新基準建築物」「耐震改修を行った建築物」「耐震診断の結果耐震性を満たす建築物」の総称である。

## ②耐震施策の現状と実績

- 向日市においては、災害に強いまちづくりの一環として、以下のような既存建築物に対する耐震化促進の施策を実施している。

### ア)向日市住宅耐震診断事業

- 平成 16 年度から「向日市木造住宅耐震診断士派遣事業」として、市内の旧耐震基準の所有者に対して、京都府の登録された耐震診断士を派遣し住宅の耐震性の把握と改修の促進を行っている。

#### 【対象住宅】

- ・ 向日市内の木造住宅
- ・ 木造住宅で住宅の用途に供する部分の床面積が当該建築物の床面積の 2 分の 1 以上であるもの
- ・ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工したもの
- ・ 自己診断の結果倒壊等危険の高いもの

※平成 18 年度より、木造の長屋、共同住宅も対象とした

#### 【耐震診断経費】

53,000 円（1 棟当たり）

(内訳)	・ 自己負担金	3,000 円
	・ 国庫補助金	25,000 円
	・ 京都府補助金	12,500 円
	・ 向日市補助金	12,500 円

- 平成 20 年度から平成 27 年度の 8 年間で 156 件の耐震診断を実施している。

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	
21	28	19	14	
平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	合 計
23	20	20	11	156

### イ)住宅改良資金融資制度

- 向日市では、住宅のリフォーム工事に融資する制度を設けている。
- 融資のタイプとしては、一般的な増改築・修繕を対象とした「向日市勤労者住宅融資」と京都府の住宅改良資金融資制度の「21世紀住宅リフォーム資金」がある。

### ウ)木造住宅耐震診断の推進

- 木造住宅の耐震診断に関する市民の関心を高めるため、防災訓練や向日市まつりでの広報活動、住宅耐震強化月間を実施している。

#### (4)耐震改修等の目標設定

##### ①住宅の耐震化の目標

- 向日市の住宅の耐震化率は約 75.1%と、国の 82%を大きく下回り、耐震性が不十分な住宅は約 5,200 戸と推計される。

住宅総数 21,090 戸	昭和 5 6 年以降 12,710 戸		耐震性を満たす 15,838 戸 75.1%
	昭和 5 5 年以前 7,500 戸	木 造 1,538 戸 その他 1,590 戸	耐震性が不十分 5,252 戸 24.9%
		木 造 4,836 戸 その他 416 戸	
	不 明 880 戸	不 明 880 戸	

- 住宅の中でも、木造戸建住宅等の耐震化率が約 69.9%、その他の住宅の耐震化率は 91.7%と、木造戸建住宅等の耐震化率が低くなっていることから、木造戸建住宅の耐震化率の向上を重視しながら、計画の達成状況、進行管理を行い、住宅の耐震化促進に取り組んでいく。
- また、ふるさと向日市創生計画に掲げる木造住宅耐震化率を平成 31 年に 95%を目標とする。その後、地震による想定死者数を半減させることを目標に、耐震改修促進に取り組んでいく。

##### ②特定建築物の耐震化の目標

- 特定建築物については、建物用途や、各地域の建物特性等によって耐震化率の水準に差があることから、全ての特定建築物について一律に耐震化率の向上を目指すのではなく、緊急性や公益性が高い建築物を重点として、耐震改修の促進に努める。
- 病院は、防災対策上重要な施設であるが、日常的に 24 時間稼働が求められる施設であり、耐震改修工事を進める上での課題が多い施設となっていることから、「医療施設耐震化促進事業」「医療施設耐震整備事業」等の国庫補助制度や独立行政法人福祉医療機構の融資制度等の積極的活用や、税制優遇等の周知徹底、所管行政庁の指導・助言及び支援に努める。

## (5) 公共建築物の目標設定

### ① 公共施設等の耐震化の状況

- 平成 26 年度に消防庁が行った地方公共団体（都道府県及び市町村）が所有又は管理する公共施設等の耐震改修状況調査（非木造の 2 階以上又は延べ面積 200 m<sup>2</sup>超の建物を対象）によると、京都府内の公共施設等は 4,711 棟でそのうち、2,584 棟（54.9%）が昭和 56 年以前の旧耐震基準で建設された建物となっている。
- 平成 26 年度末までに耐震化された建物（昭和 56 年以降の建物と昭和 56 年以前の建物のうち耐震性を有する建物）は、4,171 棟で、耐震化率は 88.5%となっている。

#### 【公共施設等の耐震改修状況】

	全棟数 (棟)	昭和 56 年以前 棟数 (棟)	平成 26 年度末 耐震化棟数 (棟)	平成 26 年度末 耐震化率 (%)
向日市	83	43	32	90.4
京都府	4,711	2,584	4,171	88.5

$$\frac{\text{昭和 56 年以降の建物棟数} + \text{昭和 56 年以前のうち耐震性能を有する建物棟数}}{\text{全建物棟数}} = \text{耐震化率}$$

- 向日市の公立学校の耐震化は、全て完了している。

### ② 公共施設等の耐震化の目標等

- 公共施設については、不特定多数の利用者があり、庁舎、公民館等、災害時に救助・避難等の拠点として重要な機能を果たす施設が多く、耐震化を促進する必要性が高いことから、早急に対策を講じていくとともに**公共施設等総合管理計画に基づく耐震化の実施が急がれる。**
- 向日市では、昭和 56 年以前に建てられた公共建築物のうち、200 m<sup>2</sup>以上又は 2 階以上の建物の耐震診断・耐震改修を促進するため、平成 18 年 9 月に策定した「向日市公共建築物耐震化事業計画」に基づき、効率的かつ計画的に耐震改修を行ってきている。

### 3 建築物の耐震化を促進するための施策

#### (1) 耐震診断・改修に係る基本的な取り組み方針

##### ① 地域特性を踏まえた取組

- 向日市内の地域特性を踏まえた上で、密集市街地の住宅、危険物を取り扱う特定建築物、避難路・緊急輸送道路の道路閉塞の可能性がある建築物等、緊急性や公益性による優先順位に配慮した耐震改修促進施策を展開する。

##### ② 適切な役割分担

- 住宅・建築物の耐震化の促進は、その所有者等が、耐震対策に向け、自発的・主体的に取り組むことを基本とする。
- 住宅・建築物の所有者等の耐震化の取組みを容易にするため、負担を軽減する仕組みを整備する。
- 公共建築物の耐震改修を実施するとともに、特定建築物の所有者に指導・助言・指示等を京都府と連携して行う。
- 地域の町内会や自主防災組織は、市と連携しながら、地域の安心安全の防災まちづくりの推進に積極的に取組み、その活動を通じて、耐震改修の意義や必要性についての地域住民への意識啓発を行う。

#### (2) 耐震診断・改修の促進を図るための支援策

##### ① 耐震診断の支援策

###### ア) 住宅の耐震診断の支援

- 既存住宅の耐震診断については、平成 16 年度から実施している「向日市木造住宅耐震診断士派遣事業」のさらなる活用の促進を図る。
- マンション（共同住宅）の耐震診断の支援を検討する。

###### イ) 特定建築物の耐震診断の支援

- 地震に強い安心安全のまちづくりを推進する観点から、緊急性や公益性を伴う特定建築物について、耐震診断に関する情報提供等の支援を行う。

##### ② 耐震改修の支援策

###### ア) 住宅の耐震改修の支援

- 既存住宅の耐震改修については、住宅の種別と立地環境を踏まえ、以下のような優先順位を設定して支援を実施していく。支援内容等については、優先順位、地域の防災性への効果を踏まえて適切に設定していく。

住宅の耐震改修の優先順位の位置づけ

順位	種別	理由
1	重点密集市街地や緊急輸送道路沿道に立地する木造住宅	市街地の防災性能を高め、避難路の閉塞を回避できる。
2	その他の木造住宅	耐震化率の低い木造住宅の耐震化率を向上できる。
3	その他（共同住宅）	

※重点密集市街地：1haあたり80戸以上の住宅が建築されている地域

- 重点密集市街地をはじめ、防災上問題が大きい密集市街地において安心安全のまちづくりを進めるため、密集市街地内や、避難路沿道に立地する木造住宅の耐震改修に対する支援を行う。

**【対象住宅】**

- ・ 向日市内の木造住宅
- ・ 木造住宅で住宅の用途に供する部分の床面積が当該建築物の床面積の2分の1以上であるもの
- ・ 昭和56年5月31日以前に着工したもの
- ・ 耐震診断の結果倒壊等危険度の高いもの

**【耐震改修助成費】**

1,200,000円（1戸当たり）

- （内訳）
- ・ 自己負担金 300,000円
  - ・ 京都府補助金 450,000円
  - ・ 向日市補助金 450,000円

イ) 特定建築物の耐震改修の支援

- 特定建築物の耐震改修については、耐震改修に関する情報提供等の支援を行う。

### **(3)安心して耐震改修を行うことのできるようにするための環境整備**

- 耐震改修についての適切なアドバイスができる技術者を紹介するため、京都府と連携を図る。
- 住宅リフォームの際に同時に耐震改修を実施することが効果的である一方で、近年は悪質リフォーム等の問題が発生していることから、(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターが運営する「リフォネット」との連携や、建築関係団体との連携により、利用者が本市の相談窓口において、リフォーム事業者の情報を入手できるような仕組みづくりを進める。

### **(4)地震時の建築物の総合的な安全対策**

#### **①減災化住宅の推進**

- 地震時に市民の命を守ることを最優先とし、耐震改修工事に係る費用に対する補助や、住宅の構造や形態等により耐震化を図ることが困難な住宅においても、耐震シェルターや耐震ベッド、耐震ブレーカー等地震に対する安全性を向上させる方法に対して広く支援を行い、減災化住宅を推進する。

#### **②エレベーターの地震防災対策**

- 一般利用者に対して、地震時のエレベーターの運行方法や閉じ込められた場合の対処方法等についての日常的な周知・啓発や情報提供の強化を図る。

#### **③屋外広告物、ガラス、外壁材、天井等の落下防止対策**

- 屋外広告物については、許可時点・更新時点等の機会をとらえ、適切な設計・施工や、維持管理についての啓発に努め、屋外広告物の安全性の注意喚起を行う。
- 窓ガラス、外壁等の落下防止対策についても、災害時の被害を軽減する上で重要であり、飛散防止フィルムを貼ることや窓の改修工事、外壁の改修工事等の対策の普及啓発を行う。
- 不特定多数の利用する大規模空間を持つ建築物の天井等は、災害時の崩落防止対策を行うよう施設の所有者及び建物管理者に注意喚起を行う。

#### **④ブロック塀の安全対策**

- 住宅地の敷地境界に設置されたブロック塀は、地震時に倒壊の危険性があり、人命が失われたり、避難の障害になる恐れがあるため、ブロック塀の安全対策等の指導や緑化の観点からもブロック塀の生垣化に対する啓発を行う。

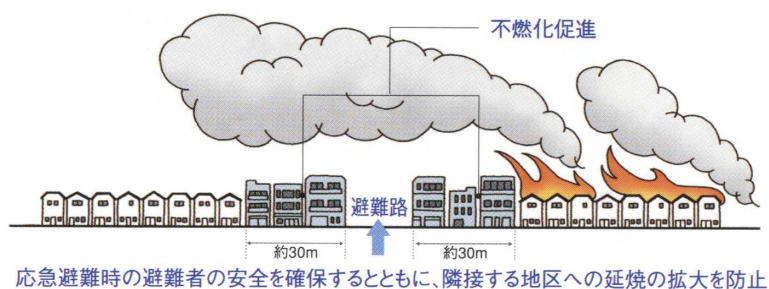


### ⑤家具の転倒防止策の推進

- 地震が起きると身近な家具類が一転して凶器となることがあり、建物に特別な被害がないにもかかわらず、家具の転倒や散乱によって建物からの逃げ遅れや、負傷者が多数発生している。家の中の安全対策を具体的に示した地震対策ガイドやパンフレットを作成し、災害に備えるようにする。

### ⑥建築物の不燃化の促進

- 地震発生に伴い、火災の発生危険性が高まることから、市街地の延焼を抑制し、避難路・避難地等の安全性を高めるため、密集市街地や避難路等の沿道の建築物について、耐震改修促進とあわせて不燃化促進を図り、より安心安全な市街地形成に努めていく。



## (5)地震時に通行を確保するための沿道建築物の耐震化

### ① 避難路等の指定

- 大規模地震の発生直後に避難路の通行が確保されていることが重要であり、沿道の住宅・建築物等が倒壊して、避難路を閉塞することがないように、沿道の建築物は、耐震化を促進していく。

市の指定する避難路

路 線 名	区 間
府道中山稻荷線	物集女町長野～寺戸町八反田
府道西京高槻線	物集女町坂本（立田）～上植野町吉備寺
府道上久世石見上里線	寺戸町大牧～寺戸町蔵ノ町
府道向日町停車場線	寺戸町西野辺～寺戸町久々相
府道伏見向日線	寺戸町中ノ段～森本町高田（佃）
府道志水西向日停車場線	上植野町吉備寺～上植野町南淀井
市道森本上植野幹線	森本町石田（小柳）～上植野町南淀井（桑原）
市道2008号線	寺戸町東御泥～寺戸町八ノ坪
市道2249号線	寺戸町寺田～寺戸町九ノ坪
市道2014号線	寺戸町八ノ坪～寺戸町寺田
市道2248号線	寺戸町九ノ坪～寺戸町寺田
市道2221号線	寺戸町蔵ノ町～寺戸町修理式
市道0001号線	寺戸町八反田～寺戸町瓜生
市道2087号線	寺戸町寺山～寺戸町初田
市道0002号線	寺戸町久々相～森本町下森本

### ② 特に重要な緊急輸送道路の指定

- 緊急輸送道路は、大規模地震の発生後、救助・救急・医療・消火活動・緊急物資の供給等に必要となる人員及び物資等の輸送を行う、救援・復興活動の骨格となる路線であり、避難路と同様に沿道の住宅・建築物等が倒壊して、閉塞することがないように、沿道の耐震化を促進しておくことが重要である。

- 京都府地域防災計画で位置づけられた緊急輸送道路（第1次～第2次）は、以下の路線を指定している。

【向日市内を通過する緊急輸送道路】

区分	道路種別	路線名
1次	高速自動車国道	名神高速道路
	一般国道	国道171号
	主要地方道	府道西京高槻線(府道中山稲荷線交点～長岡京市境)
	一般府道	府道中山稲荷線(京都市西京区西境～府道西京高槻線交点)
2次	一般府道	府道柚原向日線(西京高槻線交差点～市役所)

※第1次緊急輸送道路

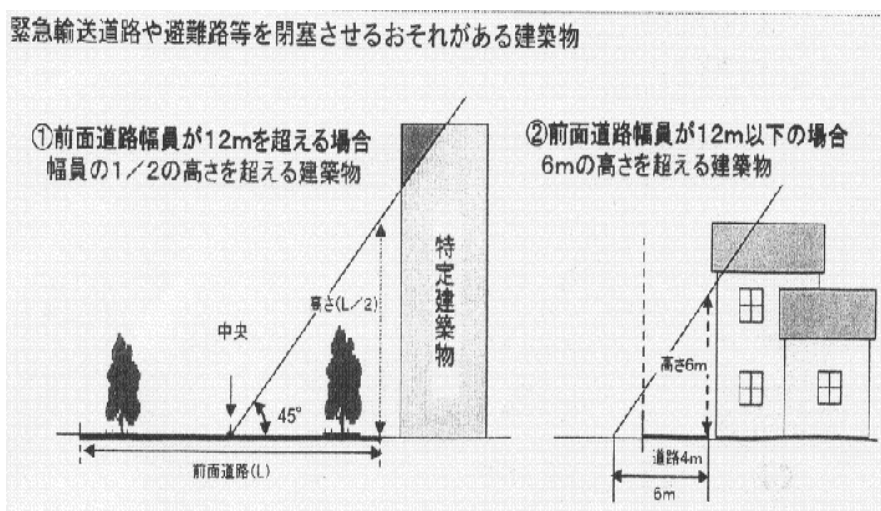
- ・府庁と総合庁舎を連絡する道路
- ・他府県からの広域輸送道路（高速道路、一般国道の指定区間）

※第2次緊急輸送道路

- ・第1次緊急輸送道路と市町村役場等、その他防災拠点を連絡する道路

③ 緊急輸送道路の耐震化すべき重点区域の選定

- 緊急輸送道路の沿道の建築物の状況を把握し、災害時に道路が閉塞する可能性が高く対応策を必要とする地区を道路閉塞対策重点地区として選定し、沿道の建築物の耐震化を促進する。



④ 避難路等・広域避難地周辺の不燃化の促進

- 緊急輸送道路や避難路の機能を十分に確保するため、沿道の耐震化促進とあわせて不燃化促進等を図る。

## 4 耐震化に関する啓発及び知識の普及

### (1)地震ハザードマップの作成

- ハザードマップは、地域住民に地震の危険度の認識を深めてもらい、耐震化促進の意識啓発を図るとともに、災害における被害を最小限に食い止めることを目標に、作成するもので、予想される被害の区域や程度等を地図上に明示するとともに、避難場所や危険箇所等の避難情報を分かり易く表示するものである。
- 地震ハザードマップの作成については、関係機関と連携を図りながら取り組み、速やかに公表するとともに必要に応じて改訂を行うものとする。

### (2)相談体制の整備及び情報提供の充実

- 本市において、市民に身近な住宅リフォームの相談窓口を設置するとともに、建築関連団体の住宅相談窓口等と連携して、市民の幅広い相談に対応できる体制と仕組みづくりを進める。
- 定期的な強化月間の実施や、イベント等の際に住宅相談コーナーを設置し、耐震診断・耐震改修等に関する普及啓発活動に努める。
- 各相談窓口においては、建築関連団体だけでなく福祉・金融等も含めた関係事業者・団体等多方面の専門家との連携を深め、総合的なアドバイスができる体制づくりを進める。

### (3)パンフレットの作成・配布

- 建物の耐震に対する意識向上や耐震診断、耐震改修等を促進するため、啓発用のパンフレット等を作成・配布する。
- パンフレットは市民向け及び建築技術者向けの2種類を作成する。市民向けは、住宅の簡便な耐震の自己診断、木造住宅の補強方法等について紹介するものとする。また、建築技術者向けは、構造別耐震診断基準や改修設計について解説したものとする。
- パンフレットは市役所窓口、建築関係団体等に配布し、相談者への説明資料や市民への啓発材料として活用する。

### (4)リフォームにあわせた耐震改修の促進

- 耐震改修は、住宅設備のリフォームやバリアフリー等他の目的にあわせて実施されることで、コストや手間が軽減できることから、リフォーム事業者との連携のもと実施するよう必要に応じてアドバイスを行う。

#### **(5) 町内会等との連携**

- 地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、地震防災対策の普及啓発を行うことが効果的であることを踏まえ、町内会や自主防災組織、まちづくりに関するNPO等の団体、専門家等と連携による取組みを促進する。
- 消防署や警察署、福祉・医療部局等との連携を通して、自主防災組織等による防災訓練が実施される際に、専門家を派遣し、意識啓発活動を実施するとともに、高齢者世帯等における家具等の転倒防止対策の推進や、町内の危険箇所の点検の一環としてブロック塀の改善等に対する町内会ぐるみの意識啓発の取組み等を推進する。

## **5 所管行政庁との連携に関する事項**

#### **(1) 耐震改修促進法による指導等の協力**

- 特定建築物の所有者に対して京都府が行う耐震改修促進法に基づく指導・助言に協力する。
- 災害時の救助拠点として重要な民間病院等の施設や避難路・緊急輸送道路の道路閉塞の可能性がある特定建築物等として、京都府が優先的に指導・助言すべき建築物と選定した場合、速やかに耐震診断を実施し、耐震診断の結果倒壊等危険性がある建築物に対して、耐震化を図るよう指導・助言に協力をする。

【参考資料】

特定建築物一覧表

		建築物の用途		階数(以上)	延べ床面積(以上) m <sup>2</sup>
法第6条第1号	1	学校	幼稚園	2	500
			小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校(以下、「小学校等」という。	2	1,000
			学校(幼稚園、小学校等を除く)	3	1,000
	2	体育館		3	1,000
	3	病院		3	1,000
	4	劇場		3	1,000
	5	観覧場		3	1,000
	6	集会場		3	1,000
	7	展示場		3	1,000
	8	百貨店		3	1,000
9	事務所		3	1,000	
10	老人ホーム		2	1,000	
政令第2条	1	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		3	1,000
	2	診療所		3	1,000
	3	映画館、演芸場		3	1,000
	4	公会堂		3	1,000
	5	卸売市場又はマーケットその他の物品販売機を営む店舗		3	1,000
	6	ホテル又は旅館		3	1,000
	7	賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎又は下宿		3	1,000
	8	老人短期入所施設、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	保育所	2	500
			保育所を除く	2	1,000
	9	老人福祉センター、自動厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		2	1,000
	10	博物館、美術館又は図書館		3	1,000
	11	遊技場		3	1,000
	12	公衆浴場		3	1,000
	13	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		3	1,000
	14	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		3	1,000
	15	工場		3	1,000
	16	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いのように供するもの		3	1,000
	17	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		3	1,000
18	郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		3	1,000	
第2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物で、政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理するすべての建築物				
第3号	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が改修促進計画に記載された道路に接する建築物				